

悪臭特定施設に係る届出先等

項	悪臭特定施設	悪臭施設管理基準	届出・相談先
1	パルプ製造用蒸解施設及び回収ボイラー	<ol style="list-style-type: none"> 1 外部に悪臭の漏れにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 有効な脱臭装置が設置されていること。 	水戸市、 県央環境保全室、 各県民センター 環境・保安課
2	化製場等(魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥飼料等の製造の施設を含む。)に係る原料置場、蒸解施設及び乾燥施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 原料、製品等は、悪臭の漏れにくい容器に収納すること。 2 原料は、屋外に置かないこと。 3 悪臭を発生する機械には、有効な脱臭装置が設置されていること。 4 外部に悪臭の漏れにくい構造の建築物内に設置されていること。 	
3	家畜のふん尿を原料とするたい肥の製造に用いる原料置場、乾燥施設及び発酵施設(自家消費のためのたい肥製造に係るものを除く。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原料は、屋外に置かないこと。 2 かくはん方式による家畜ふん尿の乾燥及び発酵は、有効な脱臭施設を有する施設を用いて、又は外部に悪臭の漏れにくい構造物内において行うこと。 	各市町村
4	豚舎(豚(生後 90 日未満のものを除く。))の飼養に用いる同一敷地内のものであって、100 頭以上飼養するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 豚舎の内部は、悪臭が発生しないよう、除ふん等により、常に清潔に保つこと。 2 豚舎床はコンクリート構造とし、側溝を有すること。 3 たい肥舎には屋根及び囲いを設けること。 4 ふん尿、汚水等悪臭を発生する物は、密閉構造の貯留槽又はこれと同等以上の効果を有する施設において管理すること。 	
5	鶏舎(鶏(生後 30 日未満のひなを除く。))の飼養に用いる同一敷地内のものであって、500 平方メートル以上又は 5,000 羽以上飼養するものに限る。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鶏舎の内部は、悪臭が発生しないよう除ふんを行い、除去した鶏ふんは速やかに処理すること。 2 鶏舎は、外部にふん、汚水等が流れ出ない構造とすること。 3 住宅集合地域においては、鶏ふんの天日乾燥を行わないこと。 	
6	鶏ふん乾燥機(生ふん処理能力が 1 日につき 600 キログラム以上のものに限る。)	有効な脱臭装置を設置していること。	